

いじめ防止基本方針

令和5年4月
丹波篠山市立八上小学校

(最終改訂：令和5年4月1日)

丹波篠山市立八上小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日
丹波篠山市立八上小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のとおり定める。

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめの防止等のための学校の方針

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) 教育目標「豊かな心を育み 自ら学び たくましく生きる 児童の育成」の具現化を図るため、いじめ問題の克服を学校経営の中心課題の一つとする。
- (5) 「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という共通認識のもと、全職員で未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、児童支援担当、関係学年担任
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（必要に応じて活用する）等

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ 「いじめ未然防止プログラム（心の教育総合センター）」、「いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時にはいじめ対応チームで緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- カ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証を担う役割
- キ 重大事態（9の項参照）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

5 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
児童の実態把握	児童や学級の様子を知り、個々の置かれた状況や精神状態を把握する。	いじめアンケート（学期に1回） 教育相談 日記
人権教育の充実	生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	ほほえみ等の資料を用いた授業 人権朝会（月1回） 人権だよりの配布（月1回）
道徳教育の充実	対話を通して学びを深める授業を通して、いじめをしない・許さないという、人間性豊かな心を育てる。	児童の実態に合わせた教材や資料を用いた道徳の授業
体験教育の充実	他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を体得する。	体験型環境学習、音楽・芸術体験 修学旅行（2学期）、自然学校（1学期）、オオムラサキの飼育

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者とかかわる機会を増やし、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける。	ソーシャルスキルトレーニング アサーショントレーニング等、具体的なプログラムを取り入れた学習
学級集団の充実	学校生活の基盤である学級での活動を通し、望ましい人間関係や健全な生活態度を育成する。	自尊感情を育む学級活動 自治的・主体的な係・当番活動
児童が自ら主体的に行う取組の充実	児童会の活動を通して、認め合い、助け合う人間関係を築く。また自発的、自治的な活動でいじめの防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進める。	1年生を迎える会（1学期） 縦割り班活動 八上スポーツフェスティバル（2学期） 6年生を送る会（3学期） 児童会委員会活動（月1回） 高城集会（月1回） 高城会議（学期に1回）
保護者や地域への働きかけ	いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努め、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう。	いじめの実態や指導方針などの情報提供、学級懇談会（年2回）、参観日（年2回）、家庭訪問（1学期）、学校だより（月1回）、学級通信、人権だよりの配布（月1回）、PTA研修会（2学期）
インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	インターネットを通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう啓発活動を行う。	情報モラルに関する学習（道徳等） ネット利用のルールへの啓発・見直し 啓発資料の配付 学級懇談会等での情報共有

6 いじめの早期発見の取組

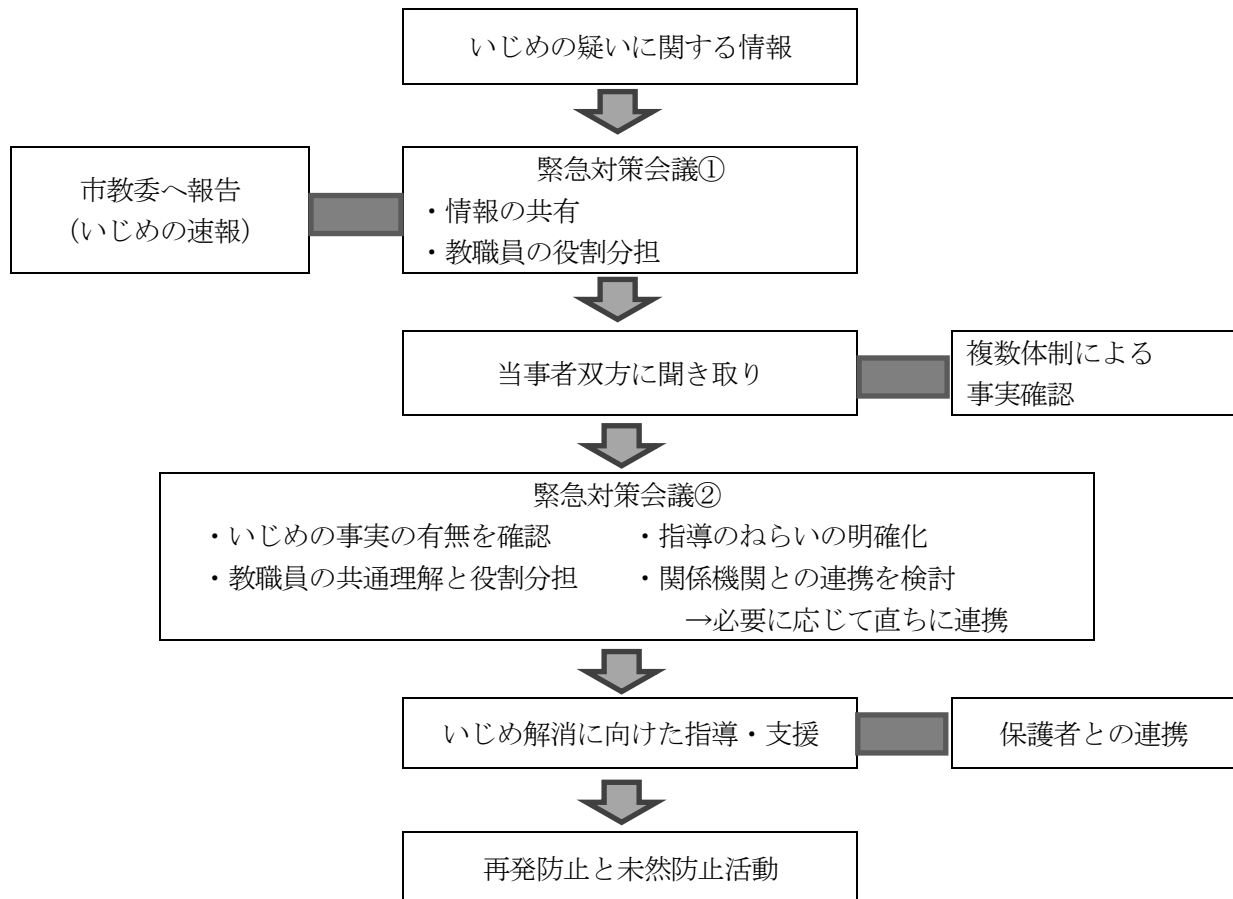
ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わり、いじめを積極的に認知する。また、児童にかかわるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	児童の人間関係を把握する。	日記の活用 休み時間等における日常的な観察
教育相談	気軽に相談できる雰囲気をつくる。	個人面談（学期に1回以上）
実態調査	いじめを発見する。	アンケート（学期に1回）
保護者・地域との連携	情報収集、いじめ問題への正しい理解の普及、啓発をする。	民生児童委員との懇談会（1学期） 学校運営協議会（年3回） 保護者個人懇談（年2回）
児童についての情報交換	情報収集及び共通理解を行う。	生徒指導委員会（適宜） 職員会議（月1回、必要に応じて） いじめ対応チーム会議（必要に応じて）

7 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を組織的に実施する。また、再発を防止するため、継続的に見守る。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた子どもに対して

○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てる、見て見ぬふりといった行為も、いじめを肯定することだと理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(3) いじめの解消の要件について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市またはいじめ対応チーム会議より、より長期の期間を設定する。

イ いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子どもおよびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

8 いじめの防止に係る年間計画

月	会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	生徒指導委員会(適宜) 職員会議 いじめ認知研修 いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画	人権朝会、参観日、PTA学級 懇談会、家庭訪問、1年生を迎 える会	日々の観察 児童についての情報交換
5		人権朝会 人間関係づくり(学級) 人権だより配布(毎月)	日々の観察、児童についての情報 交換、民生児童委員との懇談会
6	いじめ対応チーム会議 ・いじめアンケートの 分析・考察	人権朝会、体験型環境学習、特 別支援学校との交流 自然学校	日々の観察、児童についての情報 交換、学校運営協議会、いじめア ンケート①
7		人権朝会、音楽・芸術体験	児童についての情報交換、日々の 観察、個人懇談
8	いじめ対応チーム会議 ・情報共有 ・2学期の計画 教職員研修		児童についての情報交換
9		人権朝会 八上スポーツフェスティバル	日々の観察、児童についての情報 交換
10		人権朝会、体験型環境学習 修学旅行、参観日(親子人権学 習)、PTA研修会	日々の観察、児童についての情報 交換
11	いじめ対応チーム会議 ・いじめアンケートの 分析・考察	人権朝会、学習発表会 情報モラルに関する研修会	日々の観察、児童についての情報 交換、いじめアンケート②
12	いじめ対応チーム会議 ・情報共有 ・3学期の計画	人権朝会	日々の観察、児童についての情報 交換、個人懇談
1		人権朝会、体験型環境学習	日々の観察、児童についての情報 交換
2	いじめ対応チーム会議 ・いじめアンケートの 分析・考察	人権朝会、参観日、PTA 学級懇談会	日々の観察、児童についての情報 交換、いじめアンケート③、教 育相談、学校運営協議会
3	いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討	人権朝会、6年生を送る会	日々の観察、児童についての情報 交換

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

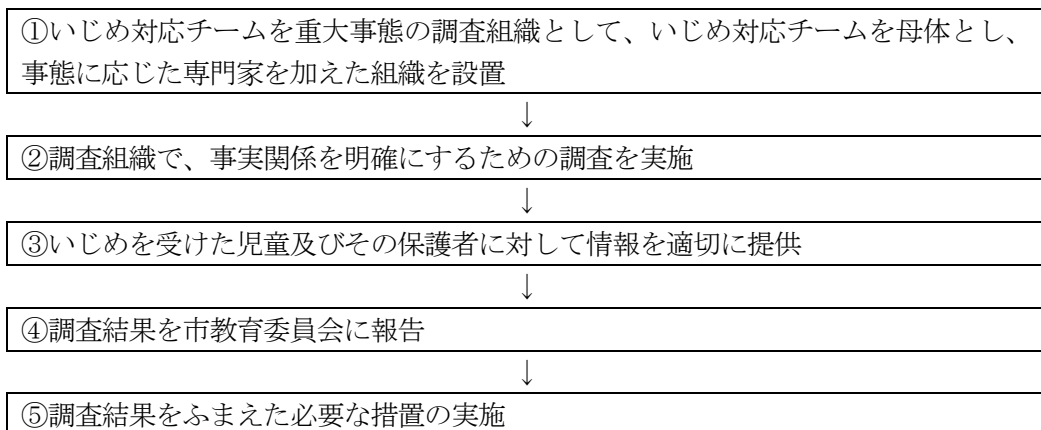
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

- ・重大事態を認知した場合、学校は直ちに市教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- ・市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。



(3) 再調査及び結果を踏まえた措置

ア 再調査

- ①調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、特別委員を委嘱し、「学校の設置者又は学校による調査」の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。
- ②調査を行う委員は、職能団体等からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等や調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置

- ①市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ②市長は、再調査を行った結果を市議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。